

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和7年2月12日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1. 競争入札に付する事項		
(1)	委 託 件 名	令和7年度職員被ばく線量測定業務委託
(2)	委託業務の仕様等	仕様書のとおり
(3)	委 託 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(4)	履 行 場 所	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
(5)	入 札 方 法	直接持参又は郵便による入札とする。

2. 入札参加資格者に関する事項	
入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。	
(1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程」(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条に規定する入札参加資格を入札書提出期限日時点で有する者であること。	
(2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則(以下「契約事務取扱規則」)第2条第5項に該当する者でないこと。	
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	
(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。	
(5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。	
(6) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止措置若しくは指名停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。	
(7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。	
①	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
②	暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
③	暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
④	自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
⑤	暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
⑥	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑦	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 令和4年度以降において、項目1にて定める「職員被ばく線量測定業務委託」と種類及び規模をほぼ同じく（それ以上も可）する契約を締結し、かつ誠実に履行した実績がある者。

3. 契約条項を示す場所（契約手続きを担当する部門）

住所等	〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
担当部署	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電話	0952-28-1153
メール	keiyaku@koseikan.jp

4. 入札手続きに関する事項

入札手続きに関する事項については次のとおりとする。

(1) 契約条項及び関係書類の交付期間及び交付方法

令和7年2月21日（金）までの間、佐賀県医療センター好生館の公式サイト（<http://www.koseikan.jp/>）内の「入札情報」に掲載する。

(2) 入札参加資格の確認

(ア) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を、令和7年2月21日（金）午後5時15分までに、直接持参又は郵送（宅配便も可とする）にて第3項にて示した部署に提出すること。

送付にあたっては、封筒表面に「入札参加資格確認申請書類 在中」明記すること。

A)	入札参加資格確認申請書（様式1）
B)	営業概要書（様式2）
C)	同種業務実績調書（様式3）及びこれを証明する書類（契約書の写し等）

(イ) 提出期限までに前記(ア)にて掲げた書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(ウ) 提出された各書類に関する審査の結果について、令和7年2月27日（木）までに所定の様式にて通知を行う。資格があると認められた者（以下「入札参加者」という）は、本入札に参加することができる。なお、内容について説明が必要と当館が判断した場合は、入札参加希望者はその求めに応じなければならない。また、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることがある。

(3) 入札参加資格の喪失

入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときには、入札参加資格を失うものとする。

(ア) 入札参加者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続きの開始、会社整理の開始、会社更生手続きの開始、特別清算の開始又は民事再生手続きの開始の申立てがなされたとき。

(イ) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札参加者の業務執行が困難と認められるとき。

(ウ) その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

5. 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の行われる日時及び場所

日時	令和7年3月4日（火）午前10時00分
場所	〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館2階 多目的ホールC
提出方法	上記の部署へ直接持参又は書留（一般書留及び簡易書留）、特定記録郵便のいずれかの方法による。郵送の場合は、 <u>令和7年3月3日（月）午後5時15分までに必着</u> するよう送付すること。入札書（様式4）は封筒に入れ、かつ密封し表面

		に「 <u>令和7年度職員被ばく線量測定業務委託 入札書在中</u> 」と朱書きする。 期日までに到着しなかった入札書については、無効とし開札しない。
(2)	入札に関する事項	
(ア)	入札は、入札参加者又はその代理人が行うものとする。 ただし、代理人が行う場合は、入札時に委任状（様式5）を提出すること。 郵便による入札を希望する者は、委任状を提出せず入札参加者名で行うこと。	
(イ)	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）を記入すること。	
(ウ)	入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入、又は頭書に「¥」の記号、末尾に「—」の記号を付記すること。	
(3)	開札に関する事項	
	開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない時は、当該入札事務に関係のない佐賀県医療センター好生館の職員を立ち合わせて行う。	
(4)	交渉権者及び交渉順位の決定方法等	
(ア)	予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内（総額）をもって入札を行った者を交渉権者とする。なお、当該入札で予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者がいない場合、再度入札（第1回目も含め2回を限度）により上位の交渉権者を決定する。	
(イ)	交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。また最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。ただし、郵便による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することはできない。	
(ウ)	交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。	
(5)	交渉の実施及び契約の相手方の決定	
(ア)	交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者から価格交渉を行う。	
(イ)	交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合は、その者を契約相手方とする。	
(ウ)	交渉権者又はその代理人との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うものとする。	
(6)	入札の無効	
	次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。	
(ア)	入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者	
(イ)	入札参加資格のない者	
(ウ)	本入札について不正行為を行った者	
(エ)	入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱し、又は判読不可能なものを提出した者	
(オ)	入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者	
(カ)	入札金額の記載において、本項の(2)の(ウ)の要件を満たさない入札書を提出した者	
(キ)	金額を訂正した入札書を提出した者	
(ク)	誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者	
(ケ)	民法（明治29年法律第89号）第95条により無効であると認められる入札書を提出した者	
(コ)	1人で2以上の入札を行った者	
(サ)	代理人でその資格のない者	

	(シ)	上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
(7)	入札書の書換え等	
	入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。	
(8)	入札の中止	
	次のいずれかに該当する場合は、入札を中止とし、この場合の損害は入札参加者の負担とする。	
	(ア)	天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。
	(イ)	入札参加者及びこれに係る者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

6. 入札に関する質問回答について

(1)	質問の受付	
	(ア)	本入札についての質問は、質問書（様式6）により受け付ける。
	(イ)	質問受付期間は公告開始日から令和7年2月21日（金）午後5時15分までとする。
	(ウ)	受付担当部署は第3項の部署とする。
	(エ)	質問書を添付した電子メールを第3項に掲げるアドレスに送信すること。
	(オ)	提出された質問書に関する回答については、令和7年2月27日（木）までに入札参加希望者全員に対してメールにて行う。
(2)	その他	
	(ア)	本項の（1）の（イ）の質問受付期間以外に提出された質問は、一切受け付けない。
	(イ)	質問書（様式6）によらない質問は、一切受け付けない。

7. その他

(1)	入札及び契約手続において使用する言語及び通貨	
	日本語及び日本国通貨に限る。	
(2)	契約書の作成の要否	
	要	
(3)	本業務の代金支払について	
	3か月毎に締め切り、その期間に測定した件数に係る対価の総額に消費税額及び地方消費税額を加算して得た額を振込口座へ支払う。支払い日は当該月の翌月末日とする。	
(4)	契約保証金について	
	佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。	
(5)	個人情報の保護	
	佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）を遵守すること。	
(6)	提出された書類、資料等の取り扱い	
	提出された書類、資料等は返却しない。 なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。	
(7)	談合情報について	
	(ア)	談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
	(イ)	談合情報どおりの開札結果となった場合、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。